



入学・就職など新生活のスタートでつまづかないために、
初めての一人暮らしで気を付けてほしい

5大消費者トラブル

問い合わせ

◆消費生活センター（産業振興課内） ☎573-2336
【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～12時・13時～16時

◆消費者ホットライン ☎188（泣き寝入りイヤヤ）

こんなことに気を付けよう！
トラブル別アドバイス

退去時の原状回復などの

“住宅の賃貸借”トラブル

○契約時…契約書類の内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう。

○入居時…入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。

○退去時…精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。

引っ越しや不用品回収などの

“引っ越し関連”トラブル

○引っ越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容を十分に検討しましょう。

○引っ越し終了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。

○不用品の処分は住まいの市区町村が提供する窓口に余裕を持って依頼し、住まいの市区町村が案内するルールで処分しましょう。



新生活を狙った
“訪問販売”トラブル

○その場ですぐ契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談しましょう。

○不要な契約であればきっぱり断りましょう。

○訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。

新生活でも気を付けたい
“もうけ話”トラブル

○うまい話に飛びつかないようにしましょう。

○知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしないでください。

○借金をしてまで投資や副業などのためにお金を支払うことはやめましょう。

スマホやネット回線などの

“通信契約”トラブル

○料金プランやサービス内容を書面

「合理的配慮の提供」

企業や店舗などの事業者や行政機関などに対して、障害のある方から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

「環境の整備」

企業や店舗などの事業者や行政機関などに対して、個々の障害がある方に対する合理的配慮が的確に行えるよう、事前の改善措置として施設のバリアフリー化などに努める事を求めています。



ご存じですか？

障害者差別解消のための法律があることを

問い合わせ 福祉課 ☎59-2146



障害者の差別解消
に向けた理解促進
ポータルサイト



事例
データ
ベース

障害者差別解消法

障害のある方もない方も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目的とした法律です。

この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」や「環境の整備」を行うこととしています。

「不当な差別的取扱いの禁止」

企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市区町村などの行政機関などが、障害のある方に、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

障害がある方で就労を希望される方の相談を受け付けます。
予約制のため、前日までに電話で申し込んでください。

障 害 者 就 労 相 談

と き 3月14日(木)10時～12時

と ころ 市役所

申し込み／問い合わせ 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ ☎0829-34-4717

でもしっかり確認し、説明を受けましょう。

○転居時にネット回線契約を変更する際にも契約条件などをよく確認しましょう。

（国民生活センター報道発表資料令和5年3月1日より）

「試してみよう、消費者力！」

Q アパートの原状回復費用について一般的に貸主（大家、管理会社）負担と考えられているものは次のうちどれでしょうか。

1 畳の表替え、裏返し
2 浴室の掃除を怠ったことによる汚れや黒カビの除去
3 鍵の紛失
4 タバコのヤニのにおい

（第18回消費者力検定（令和3年度実施）応用コースから）

「試してみよう、消費者力！」回答

A 1

国土交通省が作成している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、畳の表替え、裏返しは大家や管理会社負担となっています。2、3、4のような入居者の管理が悪かったために生じたと思われる補修費用は、借主負担となります。このガイドラインには、どんな傷や汚れが入居者の負担になるのかが一覧になっています。国土交通省のホームページからご覧ください。

令和6年度 開催 手話奉仕員養成講座 （入門講座）

問い合わせ
社会福祉協議会
☎52-2275



と き	
5月	7・14・21・28日
6月	4・11・18・25日
7月	2・9・16・23・30日
8月	6・20・27日
9月	3・10・17・24日

8月13日を除く5月から9月までの火曜日
9時30分～11時30分（全20回）

②手話コミュニケーション講師

一般社団法人 広島県ろうあ連盟
ろう講師・健聴講師

定 員 10人

料 金 3300円（テキスト代）

※動画視聴したい方はクラウドに繋ぐ必要があるため別途1760円が必要（希望者のみ）。

申し込み

4月25日(木)までに社会福祉協議会へ。

障害のある方の 緊急時受入れ事業

地域で生活する障害のある方を支援するため、緊急時受入れ事業（地域生活支援拠点事業）を開始しました。

休日・夜間に介護者が事故や急病などで介助できない場合に、障害のある方が普段から利用している短期入所事業所を緊急に利用できるようにするものです。

対 象

次の全てに該当する方
○市内在住で障害がある（入院による加療または常時の医療的ケアを必要としない）

○本事業に登録した計画相談支援、障害児相談支援の事業所と契約

問い合わせ
福祉課 ☎59-2146



し、利用している

○本事業に登録した短期入所事業所と契約し、利用している

利用料金

短期入所サービス費のうち利用者の負担となる部分（食費、水道光熱費など）と交通費

利用の方法

事前登録制です。利用を希望する方は、福祉課障害福祉係窓口へ相談してください。

なお、本事業に関する情報は市のホームページにも掲載しています。詳しくは、市のホームページで閲覧または、福祉課へ問い合わせてください。